平成２２年（フ）第５号
高知市朝倉東町30番１―40号
債務者　田中　辰巳
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８号
高知市横浜206番地18
債務者　北川　京子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２号
高知市吉田町５番18号　三愛ハイツ２Ｆ２号
債務者　今泉　敏子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５号
高知市知寄町１丁目１番12号　さくら荘８号
債務者　吉富やよひ
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７号
高知県南国市下野田488番地１
債務者　松本　忠男
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４４号
高知県吾川郡仁淀川町坂本647番地
債務者　竹村　雄幸
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１４５号
高知県須崎市浦ノ内今川内238番地
債務者　渡邊　精子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１号
高知県吾川郡仁淀川町川口26番地４
債務者　西岡　節子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第２号
高知県高岡郡佐川町乙3347番地５
債務者　西森　千夏
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第３号
高知県須崎市多ノ郷甲651番地　東川内第２団地Ａ―506
債務者　中渕　信之
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第２２１号
福岡県飯塚市鯰田203番地１
債務者　村上　一行
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第４号
福岡県飯塚市平恒451番地、前住所福岡県飯塚市平恒460番地
債務者　馬場　伸子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１９号
福岡県久留米市梅満町685番地２　甲斐田コーポ101号
債務者　椛島麻衣子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３３号
福岡県久留米市津福本町1313番地
債務者　中村　敏雄
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７号
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目10番20号　下村ビル301号
債務者　下村　涼子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
鹿児島県大島郡伊仙町大字犬田布1261番地
債務者　時　　新吾
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１７２号
鹿児島県奄美市名瀬大字西仲勝73番地２　前勝
債務者　森　さやか（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２号
鹿児島県奄美市名瀬永田町11番17号　２階
債務者　喜山佐代子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部